

議案第47号

七飯町国民健康保険条例の一部改正について

七飯町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

七飯町長 中 宮 安 一

七飯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

七飯町国民健康保険条例（昭和29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改め、同項ただし書中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の七飯町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。